

平成 24 年 1 月 25 日  
東京二十三区清掃一部事務組合

## 事故由来放射性物質により汚染された焼却灰等の処理状況について

平成 24 年 1 月 1 日に、放射性物質汚染対処特措法（平成 23 年 8 月 30 日法律第 110 号「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」、以下「特措法」という。）が施行になり、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の法的取扱いが定められました。

現時点までの当組合における事故由来放射性物質に汚染された焼却灰等の処理状況は、下記のとおりです。

### 記

#### 1 清掃工場における主な環境監視項目の状況

##### (1) 煙突排ガス中の放射性物質濃度

すべての工場において不検出でした。

##### (2) 下水道への排水中の放射性物質濃度

微量の放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）を 3 工場 7 検体で検出しましたが、すべての工場において特措法で定められた「公共の水域の水中の濃度限度」以下でした。

なお、清掃工場は下水道へ放流しているため、特措法で定められた濃度限度は適用されません。

##### (3) 清掃工場敷地境界における空間放射線量率

すべての工場において周辺地域の空間放射線量率とほぼ同様の値でした。

#### 2 焼却灰等の処理状況

##### (1) 指定廃棄物への指定申請

当組合では放射性セシウム濃度（セシウム 134 及びセシウム 137 の放射能濃度の合計値）が 8 000 Bq/kg を超えた江戸川清掃工場の飛灰処理汚泥 980 t を東京都の管理する一般廃棄物最終処分場に保管しています（別紙参照）。

特措法の手続きに従い、この飛灰処理汚泥を「指定廃棄物<sup>\*</sup>」として指定するよう環境大臣に速やかに申請します。

「指定廃棄物」は、国の責任において処理されることとなりますが、国に引き渡すまでの間は処理施設の管理者が保管基準に従って保管することとなります。

※ 指定廃棄物の指定基準：放射性セシウム濃度が 8 000 Bq/kg を超えること。

(2) 焼却灰等の埋立処分

上記2(1)以外の主灰、飛灰処理汚泥、熔融飛灰処理汚泥等で放射性セシウムの濃度が8 000 Bq/kgを超えたものはなく、いずれも従来どおり埋立処分されています。

### 3 灰熔融施設関連状況

(1) 主灰単独熔融処理への移行

事故由来放射性物質の焼却処理過程における濃縮は主灰に比べて飛灰に顕著に現れるため、平成23年9月23日以降の灰熔融処理においては主灰のみを熔融対象としています。

なお、飛灰は薬剤による固形化処理を行い飛灰処理汚泥として埋立処分しています。

(2) 熔融処理の管理

灰熔融処理においては、処理対象灰の放射性セシウム濃度測定値が一定限度以下の灰を熔融対象とし、熔融飛灰の放射性セシウム濃度が8 000 Bq/kgを超えないようにしています。

(3) 熔融スラグの取扱い

現在、当組合が市場に供給している熔融スラグは平成23年3月11日以前に生成されたものです。3月11日以降に生成された熔融スラグの放射性セシウム濃度は、いずれも100 Bq/kg以下でしたが、これらの取扱いは今後定めます。

### 4 工場職員及び委託・請負作業者の放射線防護

(1) 職員及び作業者の被ばく限度の考え方

清掃工場における業務に従事する職員及び作業者の業務に伴う1年間の被ばく線量が1mSvを超えないように努めるものとします。

(2) 放射線障害防止指針の策定と施行

当組合における事故由来放射性物質に汚染されたおそれのある焼却灰を取り扱う作業に従事する作業者の労働安全衛生対策として「東京二十三区清掃一部事務組合放射線障害防止指針」及び「同実施細則」を策定して、平成23年10月1日より施行しました。

### 5 今後の対応

(1) 放射能濃度及び空間放射線量率等の測定

特措法に基づく排ガス、飛灰処理汚泥等の測定を行います。また、飛灰等の自主測定も、当分の間、継続します。ただし、自主測定の対象や頻度は変更することがあります。

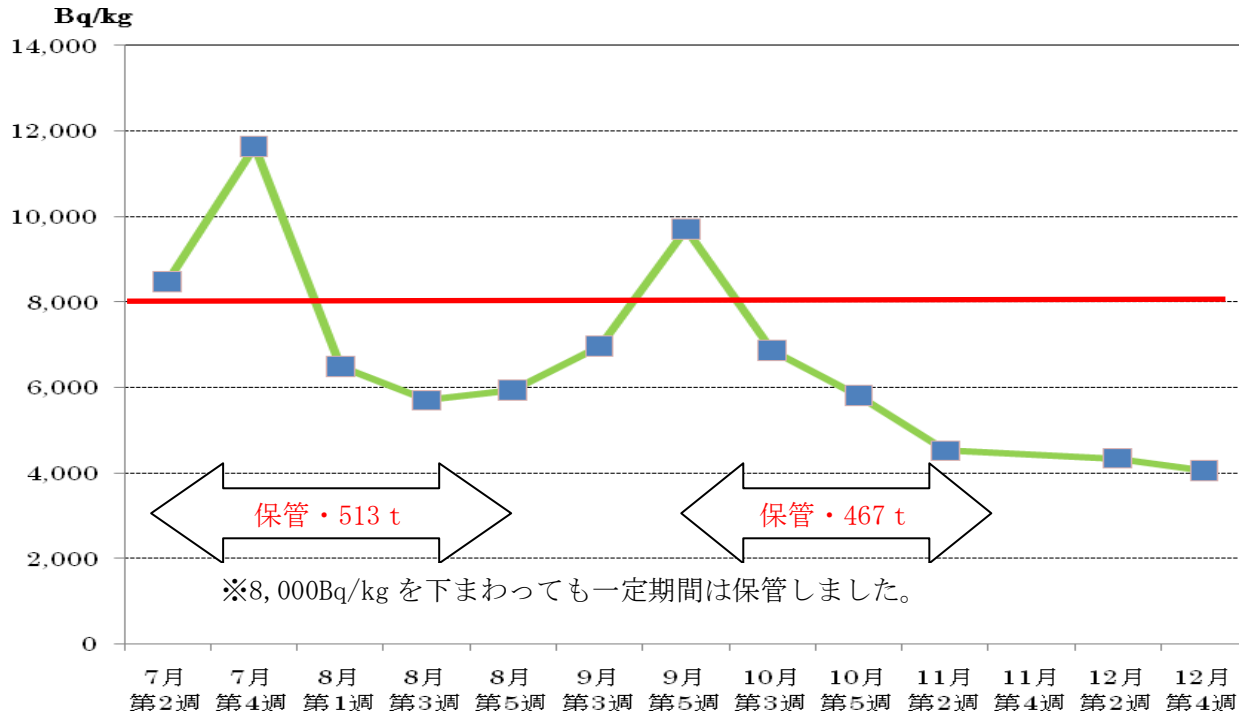
(2) 関連情報の公表

当組合における事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に関する情報や上記5(1)の測定結果を当組合ホームページに掲載するなどにより公表していきます。

問い合わせ先：施設管理部 技術課

03-6238-0745

## 江戸川清掃工場の飛灰処理汚泥の放射性セシウム濃度及び最終処分場での保管状況



グラフー1 江戸川清掃工場飛灰処理汚泥の放射性セシウム濃度推移



写真ー1 最終処分場①（ベントナイトを敷いた上にフレコンバッグ梱包した飛灰処理汚泥を置く）



写真ー2 最終処分場②（覆土の上にブルーシート、遮水シート及び土嚢を置く）